

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

盛大な葬式は相続税が安くなる

Q：父は天寿を全うし、昨日亡くなりました。母と私で財産を相続することになりますが、葬式を盛大なものにすれば相続税が安くなると聞きました。これはどういうことでしょうか。

A：葬式費用は、相続税の計算上、債務控除の対象になるためです。

【解説】

葬式費用は、債務控除の対象となります。葬式を盛大にすればその分葬式費用が増え、相続財産から控除される債務控除の金額も増えることとなりますので、相続税が安くなるということです。

債務控除の対象となる葬式費用は、次のものです。

- (1)葬式や葬送に際し、火葬、埋葬、納骨、遺骸や遺骨の回送その他に要した費用（仮葬と本葬を行う場合は、両方の費用）
- (2)葬式に際し、施与した金品で、亡くなった人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- (3)(1)と(2)のほか、葬式の前後に生じた費用で通常葬式に伴うものと認められるもの
- (4)死体の捜索や死体、遺骨の運搬に要した費用

なお、次のような費用は葬式費用として取り扱われません。

- (1)香典返戻費用
- (2)墓碑、墓地の買入費や借入料
- (3)法会に要する費用
- (4)医学上、裁判上の特別の処置に要した費用

